

## 介護職員処遇改善加算等実績報告書作成セミナーにおける質疑応答について

令和5年6月23日に実施した「介護職員処遇改善加算等実績報告書作成セミナー」の質疑応答においていただいた御質問とその回答について、まとめております。令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書を作成されるにあたって、参考としてください。

【特定】 ……介護職員等特定処遇改善加算の質問

【ベア】 ……介護職員等ベースアップ等支援加算の質問

【共通】 ……介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に共通する質問

項目	質問	回答
1 【別紙様式 3-1】 ③平均賃金改善額<特定加算>	【特定】 平均賃金改善額は個人毎に考えなければならないのか、それともグループ毎に考えてABCの配分比率を満たすことができるのか。	平均賃金改善額はグループ毎に算出し配分比率を満たすことができればよいため、個人毎に配分比率を満たすことまで求めるものではない。
2 【別紙様式 3-2】 グループ別内訳	【共通】 「グループ別内訳」と本年度の加算の総額について、グループ別内訳の合計＝本年度の加算の総額という認識でよいか。	お見込みのとおり。
3 【別紙様式 3-2】 本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額[円]	【ベア】 処遇改善支援補助金について2、3、4月分について6月に入金があったかと思うが、別紙様式3-2にはどの期間の補助金額を記載すればよいか。	○処遇改善支援補助金 ・算定対象月（審査月）  2月 9月

・国保連からの入金月



6月

(2、3、4月分)

11月

(9月分)

6月に入金のあった補助金は、2、3、4月の3か月分です。今回の実績報告は令和4年度分のものとなりますので、6月に入金のあった補助金のうち4月分のみを抜き出して報告してください。

(4月分の補助金額を抜き出すのが難しい場合は、3か月分の補助金額を÷3して、1か月分を算出してください。)